

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01433

研究課題名（和文）年長少年および若年成人に対する「新たな処遇」に関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive Study on "New Treatment" for Older Juveniles and Young Adults

研究代表者

武内 謙治（Takeuchi, Kenji）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：10325540

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、米英独仏豪における年長少年・若年成人をめぐる法制度上の扱いとその刑事政策の動的な方向性、犯罪学上の要因と日本における特定少年制度の創設・運用開始前後の時期における理論・実務上の課題を明らかにした。比較対象国はいずれも他の年齢層の成人と区別して若年成人に特別な処遇を行う法制度をもつ。また、制度化されていなくても個別化を図る柔軟な措置が事実上とられている。離脱研究や脳科学・神経科学の知見を後盾として、近時この傾向は強まっている。日本では若年者の特性を捉える法的概念が刑事司法に乏しいことや少年院への収容継続規定の適用がないことが特定少年事件の各種判断に影響を与えていることが窺われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

少年法適用年齢の上限となる年齢の問題は、洋の東西を問わず、歴史的にみて、少年法の理論、立法、実務において大きな争点となってきた。本研究が確認した、比較対象国の法制度や事実上の措置、刑事政策の動的な方向性、それを支える理論や知見は、今後の日本の法制度や刑事政策のあり方や方向性を考える上で重要な基盤となる。また、日本の特定少年制度創設前後の時期における学理上、実務上の懸念や課題の提示は、今後の制度のあり方を検証するための重要な基礎となる。特定少年制度は、再犯防止施策とも関係しており、本研究は今後の法理論や刑事政策の展開にも重要な示唆を与えうる。

研究成果の概要（英文）：This study identifies (1) the legal system's treatment of older juveniles and young adults in the US, UK, Germany, France and Australia and the dynamic direction of their criminal policy and criminological factors and (2) theoretical and practical issues in the period before and after the establishment of the "Tokutei-shonen" (specific juvenile) system in Japan. All comparator countries have legal systems that provide special treatment for young adults, distinguishing them from adults of other age groups. Even if not institutionalised, they have de facto flexible measures for individualisation. This trend has intensified in recent years, backed by findings from desistance study and neurosciences. It can be seen that in Japan, the lack of a legal concept in criminal justice that captures the characteristics of young people and the lack of application of provisions for continued detention in juvenile training schools have influenced various decisions in specific juvenile cases.

研究分野：刑事政策

キーワード：少年法 特定少年 青年層 若年成人 犯情 収容継続 保護処分 刑事処分

1. 研究開始当初の背景

1 社会的背景 本研究の開始当初、少年法適用の上限となる年齢の引下げの是非が刑事政策上の重大な問題となっていた。2018年の民法改正により成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられ、この改正措置は2022年4月から施行された。民法に歩調を合わせて少年法・刑事法上の「少年」の上限となる年齢を引き下げべきかにつき、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会はこれを引き上げた上で、年長少年を「若年者」として「新たな処分」を課す措置を導入する方向で検討を進めていた。しかし、この「新たな処分」は刑罰でも保護処分でないとして説明されており、その法的性格は明確でなかった。また、民法と少年法・刑事法とでは求められる成熟性に違いがある他、介入原理や自由権保障の問題があることから、その年齢を引き下げないとの意見も根強くあった。他方、2016年の再犯防止推進法制定と2017年の再犯防止推進計画策定に代表されるように、再犯防止が社会的に重要な課題となっていた。これらのことから、年長少年と若年成人への新しい処遇のあり方を講じることが、焦眉の急を要する社会的な課題となっていた。

2 学術的背景 以上の課題に応えうる学術上の知見も基礎部分では散発的に存在していた。まず、犯罪学や刑事政策の分野では、少年司法制度は、刑事司法制度との比較でも国際比較でも初期非行への対応と再犯防止効果に優れており、若年のうちに非行や犯罪を終息させるのに有効であることが明らかにされてきた。また、犯罪の総量のうち約60%が約30%の再犯者によるものであり、犯罪の少ない安全な社会をつくるためには、若年成人の年齢層に達するまでに犯罪キャリアを終息させることが重要であることも知られてきた。

これらの知見を踏まえれば、年長少年や若年成人にも少年に対する保護処分のような柔軟で個別化的な対応が高い刑事政策効果をもたらすと推測される。しかし、その要因や、民法上の成年であることで自由権保障や行為責任をどのように考慮すべきか、刑罰と保護処分だけでなく保安処分、さらに近時「第三の処分」(社会奉仕作業、刑事和解など)や修復的司法、問題解決型司法といった多様な対応措置を展開してきている諸外国では、年長少年と若年成人にどのような法的枠組みでどのような措置がとられているのか、その措置が法体系上でどのように位置づけられるのかについて総合的に明らかにした研究は、十分に蓄積されていなかった。

2. 研究の目的

以上の背景の前で、本研究は、年長少年および若年成人に対する「新たな処遇」のあり方を多角的・総合的に検討し、学術的な裏づけと実際上の合理性をもつ制度枠組みを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、比較法研究、法学・犯罪学・刑事政策理論研究、実証研究を行った。比較法研究の対象はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリアとし、年長少年・青年・若年成人に対し特別な扱いがなされているかを確認し、特別な扱いがなされている場合に法学・犯罪学・刑事政策理論研究において少年に対する保護処分に高い効果をもたらしていると考えられる要因がどのように組み込まれているかをみるとともに、実地調査とインタビュー調査を踏まえて年長少年・青年・若年成人への「新しい処遇」の実際上の意義と課題を明らかにすることを試みた。

実地調査は、日本14施設(少年院、刑務所、保護観察所、児童自立支援施設、更生保護施設、自立援助ホーム)、外国2施設(ドイツ)、民間1団体(オーストラリア)で行なった。インタビュー調査は実地調査と合わせて実施した他、外国につき少年法の研究者2名(ドイツ)、少年司法関連実務経験者1名(アメリカ)、日本につき少年司法関連実務(調査、矯正、保護、弁護・付添)経験者16名に実施した。

本研究の開始後の2021年に少年法等の一部を改正する法律が成立し、これを受けた改正少年法により「特定少年」の制度が導入され、2022年4月1日から施行された。そのため、インタビュー調査は特定少年制度の運用初期の実情と課題の把握も含めて行った。

4. 研究成果

本研究が明らかにしたのは、米英独仏豪における年長少年・若年成人をめぐる法制度上の扱いとその刑事政策の動的な方向性、犯罪学上の要因と、日本における特定少年制度の運用開始前後の時期の実務運用のあり方である。

(1) 諸外国における年長少年および若年成人に対する少年法・刑事法上の特別な扱い

国際的な動向を分析した海外の先行研究から、欧州では10代後半から20代前半までの年齢層の者を少年法・刑事法上特別な扱いをする国が増えていることが確認された。そのうえで、米英独仏豪の諸国につき次のことを確認した。

(a) アメリカ(ウィスコンシン州、カリフォルニア州)

(ア) ウィスコンシン州

州により制度が異なっているものの、ウィスコンシン州では1995年改正により犯罪少年年齢の上限が18歳未満から17歳未満に引き下げられた。近時各州において少年年齢引上げの動きがあるものの、ウィスコンシン州では17歳未満のままである。青年層・中間層・若年成人の制度はない。もっとも、一部のカウンティ(Racine County)の成人施設では「若年犯罪者プログラム(Youthful Offenders Program)」が置かれている。

犯罪少年年齢の引下げに伴い、より年少の少年に対しても厳罰化が進行している。例えば、旧法では、成人裁判所へ裁判権を移行できるのは、14歳以上で第1級の故意による殺人もしくは第1級の未必の故意もしくは認識ある過失による殺人を犯した場合、または、16歳以上で州刑法に違反した場合とされていたが、新法(95年改正法)では、州刑法に違反した場合に成人裁判所へ裁判権を移行できる年齢が15歳以上に引き下げられたほか、14歳で成人裁判所へ裁判権を移行できるのは、重罪謀殺、第2級の未必の故意もしくは認識ある過失による殺人、第1級または第2級性的暴行、人質、拐取、持兇器不法目的侵入、持凶器強盗、薬物製造または運搬、および、ギャングから依頼を受け、またはギャングのために、成人が犯した場合には規制薬物法または刑事法上重罪にあたる罪を犯した場合に拡大された。

犯罪少年年齢の引下げにより17歳の扱いは少年のシステムから成人のシステムへ移行した。結果、年迫少年は成人のシステムに任せるしかないと考えられやすくなった、無職で罰金が支払えない17歳に対して十分な態勢がとられていないにもかかわらず、軽微な犯罪が成人システムで扱われることになった、成人のシステムは、必要とされる種類のサービスを提供する準備がまったくできていなかった(たとえば、カウンティのジェイル(jail)や、いくつかの州刑務所では、学科教育やメンタルヘルスに関するサービスが提供されていなかった)、(両)親がプロセスから引き離されることになった(たとえば、成人のシステムでは、逮捕された17歳の(両)親に連絡する必要はない)、連邦法上、18歳未満の若者は成人から隔離することが義務づけられているところ、カウンティのジェイルでは、17歳を成人と同じエリアに入れたり、混合収容したりすることは許されないの、ジェイルの管理(management)の問題が生じた、最も重大な問題として、成人のシステムに行った17歳の再犯率が上昇した。

(イ) カリフォルニア州

少年法適用の上限となる年齢は18歳である。青年層・中間層として扱う制度はない。しかし、

少年裁判所が少年に対する監督権を得た場合、21歳あるいは25歳に達するまで監督を行うことができる制度と、少年や若年成人を含む一定年齢未満の者を刑事施設から少年施設に移送できる制度等、刑事手続や施設内処遇の領域において条件を満たす一定年齢未満の若年成人を他の成人から区別して取り扱う制度がある。はtough on crime期においても、また少年法適用年齢の変遷にかかわらず、これまで一貫して維持されている。はRoper事件判決以降脳神経科学の知見による科学的な裏付けを得、より積極的に展開されるようになってきている。公判段階でも特別なダイバージョンが行われている。

(b) イギリス(イングランドおよびウェールズ)

少年法適用の上限年齢は17歳である。青年層・中間層として扱う制度はないものの、18歳から21歳の者は若年成人(young adult)として22歳以上の成人とは異なる特別な扱いを受ける。成人年齢は1969年に21歳から引き下げられた。その後サッチャー政権下での新保守・新自由主義を基調とした政策により民事上の保護手続も対象としていたJuvenile Courtが廃止、少年の刑事上の処分決定に特化したYouth Courtが創設され、成人年齢とYouth Courtの対象年齢が18歳で揃った。このことで未成年と成人の手続が明確に区別された一方、若年成人の扱いが問題となった。若年成人への特別な配慮は刑罰の執行に関するものであり、処分決定手続は刑事司法制度によっている。判決時21歳未満の者には、自由刑ではYoung Offenders Institutionへの収容を命じることができる。21歳未満の者に対する無期刑ではタリフの期間等について22歳以上の者と異なる扱いが定められ、柔軟に仮釈放が検討される。無期刑など重罪の者も含め18歳以上21歳未満の者はYoung Offenders Institutionに収容され処遇が行われうる。刑事施設に収容される場合でも、17歳以下の者とは分離して収容されるものの、25歳未満の者は26歳以上の者とは別の刑事施設に収容される。1969年の成人年齢引下げ時より、児童福祉の観点から18歳以上21歳未満には特別な配慮を要することが指摘されており、現在でも一定の影響をもっている。神経科学・脳科学の知見を踏まえ、25歳までは成熟過程であり、処分内容や処遇に一定の配慮を要するとの見解は英国でも広まっており、Howard Leagueなどが大々的なキャンペーンを行っている。スコットランドではすでに25歳未満の者に対する量刑において、個々の成熟性や矯正可能性を踏まえた判断を求める方向へ量刑ガイドラインが改訂されている。

(c) ドイツ

行為時を基準として18歳以上21歳未満の者を青年(Heranzwachsene)としている。この制度は、1953年法で創設された。民法の成年年齢は1974年に21歳から18歳に引き下げられたが、青年制度はこれと連動しないものと国会でも説明された。青年には、少年(Jugend)による事件と同視できる場合、一部を除き少年に対する規定が適用される。青年事件の管轄権は、少年事件と同様、少年裁判所がもつ。少年による事件と同視できるのは、「環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を総合的に評価した場合に、行為時における道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等である」とき、または「行為の種類、事情または動機からみて、少年非行が問題になる」ときである。実体面において、少年事件と同視できるとき、青年には、少年の場合と同様、教育処分、懲戒処分、少年刑が賦課されうる。少年刑の上限は通常事件で10年、謀殺事件で責

任の重大性ゆえにこの上限で十分でない場合は 15 年となる。少年事件と同視されないとき、青年事件は一般刑法上の刑事処分に対処される。この場合でも、少年裁判所は裁量により無期の自由刑に代えて 10 年から 15 年までの緩和された自由刑を言い渡すことができる。裁判実務上、量刑にあたり若年であることが当然に考慮されるべきものとされている。手続面において、少年審判補助者による調査や必要的弁護の一部などに関する規定は、青年にも常に適用される。幅広いダイバージョン、少年拘禁や少年刑の際の未決勾留の考慮・算入、上訴手続、略式命令の禁止等の規定は、少年事件と同視できる場合にのみ準用される。教育権者・法定代理人の審判出席等の規定は、対象者が未成年者であることを前提としているため、適用されない。少年事件の場合と異なり必要的ではないものの、青年事件の場合でも、少年事件と同視できるか否かにかかわらず、裁判所の裁量により審判を非公開とすることができる。刑の執行につき少年刑は成人と分離された少年刑務所で執行されるものの、24 歳に達した場合、少年刑を言い渡されているときでも成人行刑規定により執行される。もっとも、少年刑を言い渡された場合であっても、在所者が 18 歳に達しており、かつ少年行刑に適合しない場合には、少年行刑に関する規定ではなく成人に関する行刑の規定により少年刑を執行することができる。反対に、一般刑法により自由刑を言い渡された場合であっても、在所者が 24 歳に達しておらず、かつ少年行刑に適合する場合には、少年刑の執行のための施設で刑を執行することができる。

青年の重大事件ではほぼ少年と同じ扱いがなされており、成人と同じ扱いとなるのは少年裁判所法に規定がない罰金刑の賦科を目的とする軽微事件となっている。州により制度適用に違いがあり、平等原則から青年層には少年裁判所法を全面適用すべきとの主張が長期にわたりなされている。近時は、脳科学・神経科学や離脱研究の成果も踏まえ、その主張はさらに強くなっている。

(d) フランス

少年法適用の上限となる年齢は、刑法と独立した未成年に専門化した初の法律である「少年裁判所と保護観察に関する 1912 年法」以来 18 歳であり現在に至るまでは変更はない。「中間的な年齢層」はないが、現行法である少年刑事司法法典には年齢層の区別がある。16 歳未満の場合に「年齢に応じた刑の緩和（減刑）」が原則となるのに対し、16 歳以上 18 歳未満の場合裁判官はそれを適用しないことができる。1912 年法以来、18 歳から 21 歳までの年齢層の者を対象とした措置が少年司法にあったが、1975 年に「若年成人保護制度」（Protection jeunes majeurs）の明文規定が置かれた。これは、1974 年に民法の成年年齢が引き下げられた際に指摘された、18 歳から 21 歳の者に対し保護措置を適用できなくなるという問題に対応するものである。これは、変遷があるものの、成人年齢を迎えた後の 3 年間継続させることを目的として、未成年者を対象とした教育的・保護的措置を 18 歳から 21 歳までの「若年成人」（jeunes majeurs）に適用できるようにするものである（県によっては保護措置が 25 歳まで可能である）。これには、刑事事件に伴う保護を意味する「司法的保護」（protection judiciaire）と行政的保護（protection administrative）がある（両方ともに少年係裁判官が管轄権をもつ）。「若年成人保護制度」は、2005 年からの若年成人に対する青少年司法保護局の活動の見直しにより、予算と関係して教育的措置の連続性の必要性が大きいとされている場合に限定されており、対象者が減少している。司法保護が弱体化している一方、児童保護に関係する県の予算の削減により行政的保護も弱体化している。難民の経験をもつ外国ルーツの要保護若年成人の増加への対応も問題となっている。他方、2022 年からは、18 歳に達する前に児童社会扶助機関または青少年司法保護局による保護の対象となった者につき困難が続く場合、県はその保護を 21 歳まで実施し続けることが義務化された。

(e) オーストラリア

少年法適用の上限となる年齢は原則 17 歳である。しかし、行為時 17 歳以下で判決時 18 歳以上の場合、18 歳に達した後も処分が継続される場合のほか、若者が特に脆弱であるか未熟である場合、18 歳以上の者も少年司法システムで扱われる可能性がある。さらに、ビクトリア州では、「デュアルトラック判決制度」により 18 歳から 24 歳の者が拘禁場所を少年施設とされる可能性がある。これは、特に影響されやすい、未熟または成人刑務所で望ましくない影響を受けやすいと判断される場合、18 歳から 24 歳の若年者を成人刑務所ではなく少年施設に拘禁するよう判決する制度である。州により違いがあるものの、従前は総じて、少年に対してもまた青年層や中間層に対しても刑罰的対応を重視してきた州が少なくない。しかし、若年成人に対しても少年司法の要素を取り入れていく流れが徐々に強まってきている。背後には、犯罪の背景にある社会的不平等や障がい、被虐待経験等といった負因への着目、マルチシステムックアプローチ（MSA）に基づくマルチシステムックセラピー（MST）の重視、コミュニティのニーズの発見と対応に着目したアプローチ、少年期に権利保障を十分になされなかったとの認識、国際準則や「子どもの権利」の保障を徹底すべきとの主張の強まりがある。しかし、特に厳罰化傾向が強いとされるクイーンズランド州でも少年司法制度の対象年齢上限を 16 歳から 17 歳に引き上げる法律が 2016 年 11 月に可決され、2018 年 2 月に施行された。この立法は、クイーンズランド州および全国の青少年司法によって監督される若年者の増加につながったと評価されている。

18 歳以上の者は刑事司法制度で扱われるものの、捜査、公判・処分、処遇の段階で特別な扱いをする制度がある。捜査では、警察段階での早期介入や非公式なアプローチが推奨され、警告制度やカンファレンスの活用等、ダイバージョンの積極的な利用が図られる。公判では拘禁や公式な有罪判決をできるだけ回避することが重視される。ビクトリア州ではデュアルトラック判

決制度の下でまた本人の脆弱性等についての調査を尽したうえで判決を行うことが前提とされる。処遇でも、少年施設での拘禁や少年と同様の社会内での処遇が行われる場合がある。その際、社会内での司法外の専門家との連携が重視される。

犯罪学上のライフコース論や脳科学の知見の他、離脱研究やナラティブ犯罪学に着目した当事者経験 (lived experience) の収集や当事者の声に基づく支援の考えが、こうした特別な扱いを支えている。当事者経験 (lived experience) は、コミュニティ裁判所である近隣司法センター (Neighborhood Justice Centre) や民間の出所者支援団体である VACRO でも現在注目されており、特に VACRO では今後当事者経験を有するスタッフによる研修や支援の方針等をこの当事者経験をもとに策定していくことが計画されている。

(f) 小括

本研究が対象とした諸外国ではいずれにおいても処分の刑罰の執行や処遇については民法上の成年である青年や若年成人を他の年齢層の成人とは区別した特別な扱いがなされている。青年の制度を設け手続段階から特別な扱いを法制度としているのはドイツだけである。しかし、どの国においても若年成人の場合には何らかの形で個別化が必要であると考えられており、どの段階においても事実上の措置はとられている。刑事政策の見地からみれば、この傾向は、近時、犯罪学上の離脱研究や脳科学・神経科学の知見を後盾としてさらに積極化される方向性にある。このことは、再犯防止効果という観点からも支持を集めている。法制度・理論の観点から見れば、制度の各段階における青年や若年成人の特別な扱いを実現する要因は、元々少年司法と刑事司法の性格が近いことにもあるものの、近時個別化を図るための柔軟な措置を取り入れる形で刑事司法制度の側が変化してきていることにもあると考えられる。法理論上の位置づけについては、さらなる体系的な精査、分析、検討が必要である。

(2) 日本における特定少年制度施行直後の課題

少年司法関連の実務経験者へのインタビュー調査や実地調査によれば、日本における「特定少年」制度は、制度の施行前から、虞犯規定の適用がないことによる困難を抱えた若年者への影響、少年鑑別所の鑑別、家庭裁判所調査官の社会調査、家庭裁判所における処分決定、とりわけ保護処分の選択と検察官送致決定の運用のあり方、少年院への収容継続規定が適用されないことの影響、矯正と保護の連携につき、課題を抱えていた。制度施行後の運用状況については、実態や傾向性を抽出するのに十分な事件数がいまだない。しかし、いくつかの点で、従来にはない、あるいは従来とは異なる実務運用が生じている可能性がある。実務上特定少年に対する「原則逆送」と理解されている少年法 62 条 1 項 1 号、2 号、63 条 2 項による検察官送致の対象事件において、少年鑑別所の鑑別や家庭裁判所調査官の社会調査、家庭裁判所の処分決定方法が、形式的なものに変化している可能性がある。ここでは法文では用いられていないにもかかわらず、「犯情」が重視されている可能性がある。もっとも、少年本人の資質や環境の特性をきめ細やかに検討したうえで保護処分を選択した事例も存在しており、今後分析を積み重ねる必要がある。少年院への収容継続規定の適用がないことが、検察官送致と保護処分のどちらが相当であるかが問題となる事案において、少年院において処遇可能な期間が時間的に限定されるとの評価に結びつく形で、保護処分が相当であるとの判断を導きにくくしている一要素となっている可能性がある。また、事例は確認できていないものの、「満期出院」事案の出現とそれへの対応が深刻に懸念される状況にある。「若年受刑者ユニット型処遇」の開始など日本でも行刑段階で若年者の特性に配慮した扱いがとられるようになってきているものの、実務運用上の措置にとどまっているために法的位置づけが明確でない面があり、理論上の課題が残されている。少年法 62 条 1 項 2 号による検察官送致となった事案のなかには刑事裁判で執行猶予となったものがある。執行猶予相当の事案を検察官送致することの相当性が問題になるほか、執行猶予と家庭裁判所移送との関係など刑事裁判所、とりわけ裁判員裁判の判断過程に理解が難しい要素を持ち込んでいる可能性がある。検察官送致後の刑事裁判では若年者の特性を捉える法的概念が十分に発展させられておらず、このことを成長期にある者の特性に配慮した法的措置や判断を難しくしている可能性がある。侵害原理のみから特定少年制度の説明を試みることは、処遇段階における各措置の根拠づけや職員の意識にも影響を与えかねず、説明が困難になったり混乱をもたらしたりしている可能性がある。このことは、保護処分中や保護処分後の環境の調整に対する関係者の意識にも影響を及ぼす可能性がある。

(3) まとめ

本研究は、特定少年制度の施行直後の時期と重なった。その意味で、特定少年制度の初動段階の実情と課題にも関係する研究となった。施行 5 年後の検討・見直しが予定されていることもあり、特定少年制度については、今後も比較法、刑事政策、刑事法理論の見地からいっそう綿密に政策的、理論的な検討を行う必要がある。また、福祉的対応の可能性を視野に入れ、近隣諸科学の知見も踏まえた検討が必要である。この点は、今後の大きな課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計25件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 改正少年法のインパクト 特集の企画趣旨説明にかえて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 本庄武	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 特定少年の刑事事件に関する特則	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 本庄武	4. 巻 112
2. 論文標題 特定少年に対する逆送規定の解釈・運用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 79-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 福島由衣、向井智哉、相澤育郎、入山 茂	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 心理学的知見に対する裁判官の評価 刑事裁判判決文の計量的研究	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 心理学研究	6. 最初と最後の頁 278-286
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 21巻3号
2. 論文標題 刑の全部の執行猶予の「刑罰性」と改正刑法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 135-155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷彬矩	4. 巻 12号
2. 論文標題 国際自己申告非行調査 (ISR D) の日独間比較から見えてくるもの	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 龍谷大学 矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 110-120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 相良翔、都島梨紗、森久智江	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 国際自己申告非行 (ISR D) 調査日本版の実査とその課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森久智江	4. 巻 46号
2. 論文標題 Restorative Justiceにおける「再統合のための恥付け (Re-integrative Sha ming)」による犯罪学理論の統合とその批判	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 16-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森久智江	4. 巻 83号
2. 論文標題 オーストラリアの修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 相澤育郎	4. 巻 83号
2. 論文標題 フランスの修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 192-198
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 83号
2. 論文標題 英国の修復的司法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 186-191
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 83号
2. 論文標題 今、修復的司法を研究する意義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 166-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 猶予制度とダイバジョン	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 457-471
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 2478号
2. 論文標題 く犯規定の不適用と保護処分	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 158-160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 106号
2. 論文標題 「少年法改正案」の全体像とその批判的検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 38-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 106号
2. 論文標題 18・19歳の者の扱いに関する少年法改正の批判的検討 特集の趣旨	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 93巻4号
2. 論文標題 犯罪者処遇法の新展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 103号
2. 論文標題 新たな処分に関する「別案」の検討 「少年法適用年齢引下げ・総批判」補遺	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 96-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄武	4. 巻 2478号
2. 論文標題 特定少年に対する逆送規定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 156-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田光明、相澤育郎、大塚英理子	4. 巻 57巻3号
2. 論文標題 国際自己申告非行調査 (International Self-Report Delinquency Study: ISRD) の日本における展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 60-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomoya Mukai, Yui Fukushima, Shigeru Iriyama, Ikuro Aizawa	4. 巻 16
2. 論文標題 Modeling Determinants of Individual Punitiveness in a Late Modern Perspective: Data from Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Asian Journal of Criminology	6. 最初と最後の頁 337-355
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/s11417-020-09338-9	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 16号
2. 論文標題 報告概要 更生保護の「価値」を客観化し、言語化することの課題と意義 (日本更生保護学会第8回大会報告)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 更生保護学研究	6. 最初と最後の頁 44-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 103項
2. 論文標題 法制審部会と更生保護事業改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 102-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋有紀	4. 巻 46号
2. 論文標題 「地域共生社会」は「最良の刑事政策」になり得るか?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 60-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我藤諭、水藤昌彦、森久智江、山崎康一郎、脇田康夫	4. 巻 20号
2. 論文標題 性加害行為があった知的障害者の地域生活を支えるための、当事者との協働のあり方とソーシャルワーク実践に求められること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法福祉学研究	6. 最初と最後の頁 138-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 Aizawa, I., Mukai, T., Fukushima, Y., Iriyama, S.
2. 発表標題 Assessing the Good Lives Model in the Japanese context: Findings from the Primary Human Goods Survey of prisoners in Japan
3. 学会等名 Asian Criminological Society 12th Annual Conference
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 相澤育郎、我藤諭
2. 発表標題 Good Lives Modelの検証 (大会テーマセッションD「国際自己申告非行調査 (ISR) を通して見る日本の少年非行」)
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第48回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 本庄武、森久智江、高橋有紀、相澤育郎
2. 発表標題 諸外国の修復的司法
3. 学会等名 比較法学会第85回総会ミニシンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 福島由衣、向井智哉、相澤育郎、入山茂
2. 発表標題 心理学的知見を裁判官はどのように評価しているのか：刑事裁判判例の計量的研究
3. 学会等名 法と心理学会第21回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 David Brewster、相澤育郎、相良翔、都島梨紗、松川杏寧、丸山泰弘
2. 発表標題 Exploring Criminology beyond Japan
3. 学会等名 アジア犯罪学会 第12回年次大会オンライン・プレイベント
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 再犯防止推進計画における地方公共団体
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会ワークショップ「再犯防止推進計画における地方公共団体の役割」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高橋有紀
2. 発表標題 社会政策としての「再犯防止の推進」のあり方
3. 学会等名 第47回日本犯罪社会学会大会シンポジウム「再犯防止について真剣に考える」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 改正少年法の課題と展望・企画趣旨
3. 学会等名 犯罪社会学会第49回大会テーマセッション
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 保護処分
3. 学会等名 日本刑法学会第101回大会ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 特定少年の処遇・企画趣旨
3. 学会等名 日本更生保護学会第12回大会セッション
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 児童福祉と少年司法の連携の課題
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第29回大会シンポジウム
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 少年司法における協働と連携
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第28回大会シンポジウム
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大谷彬矩	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 刑務所の生活水準と行刑理論	

1. 著者名 伊東秀幸、水藤昌彦、森久智江、山崎康一郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央法規出版	5. 総ページ数 278
3. 書名 刑事司法と福祉	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	服部 朗 (Hattori Akira) (40267886)	愛知学院大学・法学部・教授 (33902)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	本庄 武 (Honjo Takeshi) (60345444)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	森久 智江 (Morihsa Chie) (40507969)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	高橋 有紀 (Takahashi Yuki) (00732471)	福島大学・行政政策学類・准教授 (11601)	
研究分担者	相澤 育郎 (Aizawa Ikuo) (90715393)	立正大学・法学部・助教 (32687)	
研究分担者	大谷 彬矩 (Otani Akinori) (00801622)	信州大学・先鋭領域融合研究群社会基盤研究所・助教（特定雇用） (13601)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	須藤 明 (Sutoh Akira) (20584238)	文教大学・人間科学部・教授 (32408)	
研究協力者	中島 学 (Nakajima Manabu) (50984100)	福山大学・人間文化学部・教授 (35409)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	鈴木 政広 (Suzuki Masahiro)	セントラル・クイーンズランド大学・School of Business and Law・Lecturer	
研究協力者	石田 侑矢 (Ishida Yuya) (60974566)	九州大学・大学院法学研究院・助教 (17102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関